

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会 第2回千早赤阪水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和8年5月29日（金）14：00～16：00

場所：千早赤阪村役場 2階会議室

出席委員：鍬田部会長、川原委員、岩井委員、清原委員、矢倉委員

1 議題

（1）水道料金の検討について

2 議事概要

（1）水道料金の検討について

事務局から「水道料金の検討」について説明があり、それに対して次のような意見や質疑応答があった。

1. 収入の見通し（水需要等の見通し）、支出の見通し（施設整備計画（投資計画））、経営改善の取組み、財政収支の見通し（現行料金の場合）について

【委員】

資料の13ページ。令和13年度にかけて年度末資金残高の不足額が増加している。一方企業債残高は令和10年度までは増加しているが、令和11年度以降減少している。これはなぜか。

【事務局】

令和10年度までは村内連絡管の整備に係る建設改良費（工事費）が多く、その財源として企業債の借入額が増加する。令和11年度以降は、建設改良費が減少し毎年度の元金償還金が借入額を上回るため、企業債残高は減少する見通しである。

企業債の借入れは原則、建設改良費の財源に限られており、日々の維持管理費用などに充当することはできない。資料の13ページでは資本的収支とあわせて、収益的収支で単年度損益が恒常的に赤字となる見通しを示している。資料の14ページにある資金残高の説明で示す単年度損益と繋がっており、資金残高の不足額が拡大する要因となっている。

【部会長】

村内連絡管整備事業については、前回の部会で管路工事は完成まで残りわずかと聞いたが、令和8年度、令和9年度まで続くのか。

【事務局】

管路工事についてはご指摘のとおりだが、資料7ページの図に示す減圧水槽の設置など管路以外の工事が残っており、それを令和8年度以降に実施する。

【委員】

工事は令和9年度、令和10年度にも残っていると思う。令和9年度以降国交付金の金額が0となっているがなぜか。

【事務局】

企業団との統合により交付される国交付金を計上しており、この交付期限は統合後10年間、平成29年度から令和8年度までとなっている。

【委員】

企業団との統合に係る整備事業であっても、国交付金については交付期限で区切られてしまうのか。

【事務局】

そのとおり。

【部会長】

企業団との統合に係る国交付金を活用できないにしても、例えば減圧水槽を整備するための国補助制度を活用することはできないのか。

【事務局】

現時点で活用できる制度はない。なお、例年、国が補正予算により国交付金を措置しているが、仮に令和8年度も補正予算で措置されれば、令和9年度に予定していた工事を前倒して予算措置するということは考えられる。ただし、現時点では補正予算は明らかではなく、そのことを見込むことは難しい。引き続き活用できる制度ができれば、積極的に活用していく。

【委員】

耐震化を進める国交付金はないのか。

【事務局】

耐震化を進めるための国交付金として、緊急輸送用道路の下に埋設されている管路、口径が大きい基幹管路などを対象とした制度はあるが、千早赤阪水道事業の整備計画において該当するものはない。

【事務局】

令和4年度の料金改定時と比較して今回の財政収支の見通しが悪化した要因は、湧水による影響が大きい。令和4、5、7年度は特に岩井谷の湧水頻度が多く受水費が増加した。住民生活には直接湧水の影響はなかったが、岩井谷からの水を送る量が少なくなると配水系統の切替作業などにより費用が多く発生した。

【委員】

資料の15ページ。支払利息の算出方法を教えていただきたい。

【事務局】

令和4年度の料金改定時の支払利息の見通しでは、金利上昇を現状の水準まで見込んでいなかった。今回の財政収支の見通しでは、直近の借入実績である地方公共団体金融機構借入利率30年3.0%を踏まえた上で、内閣府資料「中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）以下同じ。」※で示されている今後の名目長期金利の上昇率を参考に支払利息の算出を行った。

【委員】

30年3.0%から金利推移を算定するのは、現在の状況を踏まえると少し保守的な条件になっているのではないか。実際はもう少し厳しい財政状況になる可能性もあると思う。

【部会長】

気候による問題や経済情勢の影響などにより財政収支が悪化し現在の状況に至っていると思うが、企業団と統合していなかったら、組織的な非常時対応なども行うことができず、もっと悪い状況になっていた可能性もあると思う。

2. 必要な料金収入の検討、加入金について

【部会長】

現状の水道施設を維持し、村内連絡管を完成させるために必要な費用を見積もった結果、ケース1では67.8%、ケース2では52.5%の料金収入を増加させる必要があるということだが、各委員もどちらも高い増加率という印象を受けたかと思う。

【委員】

前回の第1回から出席し、千早赤阪水道事業の現状や今後の見通しが厳しいものであるということは理解した。経営努力を行っても色々な要因が重なり状況が厳しい中、運営を行っていると感じている。

令和9年度から水道料金が上がるのは仕方がないことだと思う面もあるが、様々な物価が上昇している中、水道料金の大幅な値上がりは正直なところ厳しい。日常生活や子育て、会社経営を行っていくうえで、たくさん水を使用する。水道料金がこれだけ上がってしまうと思うと、水を使用することに対する考え方も変わってくる。

高齢者単独世帯や年金暮らしの人などにとっても、あまりに大幅に上がるのであれば不安に感じる人もいると思う。

令和9年度以降も引き続き村からの繰入金をお願いできればというのが正直な意見である。

【部会長】

村の繰入金が入って水道料金が抑制されたとしても、結局その原資は村民の税金である。村の繰入金をもらい必要な料金収入の増加率を抑制するのか、水道事業は地方公営企業として独立採算制を採用している以上、料金収入については必要な増加率によって設定し、村の政策として料金減免を行うのか。繰入金について考えるときはどちらの方法がよいかもあわせて検討する必要があると思う。

【委員】

50%以上の必要な料金収入の増加というのは村民への説明が難しい。村民に受け入れられないのではないかとと思う。

ケース2を選択したとしても、3年後にまた料金改定を検討しなければならない。

【部会長】

今後、水道用水供給事業の料金値上げという要因で費用（受水費）が変わっていく可能性がある。先行き不透明なところもあり料金算定期間を3年にしてはと思うところではある。

【委員】

資料10ページ。太子町、河南町、千早赤阪村にあった水道センターの事務所が統合したとのことだが、企業団に統合している豊能町、能勢町については水道料金の統一も行っている。今後、太子、河南、千早赤阪水道事業の水道料金が統一されることはないのか。

【事務局】

豊能町、能勢町の料金を統一することができたのは、料金水準がほぼ一緒であったこと、同時期に料金改定が予定されていたこと、地理的状況や事業規模もよく似ていたことなど両事業の水道料金を統一することによるメリットがあり、両町のご理解、ご了承を得て進めることができた。

企業団に統合した南河内地域の市町村でみると千早赤阪水道事業の料金が一番高く、他市町と比べて料金差があり料金統一の議論には進まない。1か月に20㎡を使用した場合、千早赤阪水道事業では4,433円/月、太子水道事業が3,190円/月、河南水道事業が3,525円/月となっている。隣接しているがこれだけの料金差がある。

まずはそれぞれの水道事業がメリットを享受できる取組として、水道センターの統合による経営の効率化、体制強化を図ったところである。

【委員】

水道料金の統一については、話合いのテーブルにつくこと自体が難しい状況なのか。

【事務局】

我々企業団は、水道料金の統一も含めた大阪府内の府域一水道をめざしている。ただし、市町村ごとに状況が異なるため、まずは企業団と協議が整った市町村の水道事業から順次統合をしている。企業団と統合することによって国交付金の交付を受けることができる定量的なメリットはもちろん、小規模水道事業においては水道に従事する職員の確保ができるなど定性的なメリットもある。

近隣であれば太子町、河南町、富田林市が企業団と統合しているが、堺市や大阪市は統合しておらず、今は府域一水道に向けた過程の段階である。

各市町は住民のことを第一に考えられる。企業団としては統合によるメリットを感じていただけるよう取組みを継続しているが、一足飛びにはいかない。

【部会長】

太子町と河南町の企業団水（水道用水供給事業の水）の受水比率はいくらか。

【事務局】

太子水道事業は約 40%程度、河南水道事業はほぼ 100%企業団水を受水している。

【委員】

まだまだ先の話になるかもしれないが、3町村での料金統一も考慮し、できるだけ料金差が出ないような増加率にした方がよいと思う。こういったことも考えて村からご支援いただき村民の負担を軽減することができればと思う。

【部会長】

豊能町、能勢町の料金改定についても携わらせていただいたが水道料金の差だけでなく、今までの水道施設への投資や用途別、口径別といった水道料金体系なども事業ごとに大きく異なる。そういった面からも料金を統一するのは簡単ではない。

様々な料金改定に携わって一つ思うのは、小規模な市町村については企業団に統合していなかったら、水道料金改定そのものを行うことができていなかったのではないかとということ。企業団と統合し、今回のように様々な試算を用いて検討を行っているという点も統合メリットなのではないかと思う。

【委員】

資料18ページ。物価上昇率2%については内閣府資料に基づくところがあるが、具体的にどの部分を引用しているのか。

【事務局】

内閣府資料の32ページ。1.主要計数表の成長移行ケースの消費者物価上昇率に記載があり、令和10年度以降毎年2%の物価上昇率が見込まれている。

【委員】

この2%にはインフレ率も考慮されているという認識でよいか。

【事務局】

その認識で良い。今後の物価上昇をどう見込むかについては様々な考え方があると思うが、今回の財政収支の見通しにおいては本指標を用いて試算した。

【委員】

物価上昇率2%というものが、果たして実感と一致しているか。財政収支の見通しにおける条件設定としては非常にわかりやすく明瞭であるが、支払利息の件も考慮すると物価上昇率という面では保守的な試算になっていると思う。今後現実と乖離してくる可能性があるが個人的には思っているが、ケース2で料金算定期間を3年として物価上昇を考慮しない試算を提示いただいたことは賢明な判断であると思う。ただし、料金算定期間3年間で物価上昇率2%を見込んで試算するパターンもあった方がよいのではないかとと思う。

【部会長】

他事業体の料金改定にも関わっているが料金算定期間を5年間にする事業体は少なくなっている。先行きが不透明であるため、3年か4年で様子を見ていこうという事業体が多くなってきている。

【部会長】

今後の検討を進めていくうえで方向性を決めていきたいと思う。今回、料金算定期間について5年間、3年間の2つのケースが提示されている。今後の物価動向、水道用水供給事業の料金の動向が不透明な中、令和10年10月に岩井谷浄水場の廃止し村内連絡管の供用を開始することなどの状況の変化がある。今回の議論も考慮すると、一旦3年間で料金算定期間を区切って検討を進めていくのがよいと考えるがどうか。

また、加入金の件数は少ないが、その収益により水道事業が潤うということ。逆に金額を増額してしまうと千早赤阪村への移住者の低下を招きかねないということを考慮し、加入金制度については現状維持してはどうかと考えるがどうか。

【全委員】

異議なし

【部会長】

今回の試算においては令和9年度以降村からの繰入金が考慮されていない。企業団には本部会での検討状況を村にお伝えいただきたい。また、村からの繰入金について協議する余地があるのか、もしくは別の手立てで村民の負担を軽減する方法があるのかなど村と協議を行っていただくようお願いする。

【事務局】

千早赤阪水道事業の現状、令和4年度料金改定時と比較して何が悪化したのかなどを含めて村に報告し、令和9年度以降の村からの繰入金についても、委員の皆様から水道料金改定による村民の負担増の点から意見をいただいたことを添えて村と協議したいと思う。

そのうえで、改めて委員の皆様と村との協議の結果を報告し、あわせてその結果を踏まえた必要な料金収入の増加率と具体的な水道料金について、料金検討部会でご議論いただきたいと思う。

【委員】

村民負担を考慮し、来年度から一気に値上げを実施するのではなく、段階的な値上げが可能かどうか検討いただきたい。

【委員】

実際に段階的な改定を行ったところはあるのか。

【事務局】

大阪府内でも段階的な料金改定を行った団体はある。その手法は色々あり、例えば繰入金を活用し実施したところもある。

【部会長】

2段階で料金改定を実施するとなったときに、2段階目の料金改定時に議会に承認されず当初予定していた料金改定を実施できない事業体があった。段階的な実施が約束された料金改定ならよいが、毎回議会を通さないといけない場合は注意が必要である。

【事務局】

今後、村と繰入金について協議し、段階的な改定ができるかどうかを含め具体的な水道料金について検討を進めさせていただきたい。

【部会長】

事務局には本部会の検討状況を村に報告し、村との繰入金の協議をお願いする。次回部会ではそれを踏まえた議論を進めていきたいと思う。

※内閣府ウェブページ

「中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）」

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/shisan.html>